

玉 監 第 1 2 3 号
令和 7 年 6 月 2 7 日

請求人（氏 名 省 略） 様
請求代理人（氏 名 省 略） 様

玉野市監査委員 守 本 堅
玉野市監査委員 氏 家 勉

玉野市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和 7 年 5 月 1 日付けで貴方から提出された玉野市職員措置請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により監査を行ったので、次のとおりその結果を通知します。

記

第 1 請求の受理

1 請求人（以下「請求人」という。）
（住所・氏名省略）

2 請求代理人
（氏名省略）（以下「請求代理人」という。）

3 請求があった日

令和 7 年 5 月 2 日

※令和 7 年 5 月 1 日付け玉野市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）を、
5 月 2 日郵送により受け付け、内容を審査したところ合規のものと認められたので、同日付けで受理した。

第 2 請求の内容

1 主張する事実の要旨及び措置要求

（措置請求書の原文のまま記載。ただし、明らかな誤変換や項目番号などの体裁については調整）

『 第 1 請求の対象となる執行機関

- 1 玉野市長 柴田義朗
- 2 玉野市産業振興部長

第2 請求の対象となる財務会計上の行為

たまの・港フェスティバル実行委員会実行委員長山根一人からの玉野競輪場施設使用申込に対する令和6年5月15日付の「許可」行為

第3 違法・不当とする理由

1 事案の概要

たまの・港フェスティバル実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、令和6年5月18日、同19日に開催する第27回たまの・港フェスティバルにおいて、玉野市競輪場駐車場を来場者用の駐車場として利用することを目的として、玉野市より同駐車場の使用申し込み、玉野市産業振興部競輪事業課は、特段の条件を付すことなくこれを許可した(以下「本件許可」という。)

しかし、実行委員会は、たまの・港フェスティバル来場者から、玉野市より使用を許可された駐車場に駐車した車1台につき駐車料金として1,000円を徴収した。実行委員会が同駐車場の使用申し込みを行った際にその旨は、玉野市産業振興部競輪事業課に対し申告されていた。

以下で述べる通り、地方自治体が無償で貸し付けを受けた不動産により収益を上げることが、およそ予定されているものではなく、玉野市による本件許可は違法・不当なものであった。

2 玉野市自転車競技場に関する条例との関係

本件許可は、玉野市自転車競技場に関する条例第4条に基づくものと思われるが、同条例第6条は「使用者は、使用物件を他人に転貸することはできない」と定めている。

実行委員会が競輪場駐車場利用者から使用料を徴収することは、玉野市から貸し付けを受けた玉野市自転車競技場施設を転貸することにほかならない。

したがって、そもそも、玉野市は実行委員会に対し、有料駐車場として使用することを前提として、玉野市競輪場駐車場を使用させることはできなかったものであり、これを看過しなされた本件許可は違法である。

3 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例との関係

- (1) 玉野市の「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条1号乃至3号は、普通財産の無償貸付ができる場合について定めているが、本件許可は、これらのいずれにも該当しないものである(そもそも「普通財産」は、「許可行為」は想定されておらず(地方自治法238条の5)、契約行為でなされるべきであり、手続面においても違法、不当である)。

(2) 1号に該当しないこと

第4条1号は、「国、他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」と定め、普通財産の貸し付けを受ける主体を、限定している。

実行委員会は、地域で開催されるイベントを主催する民間の任意団体であり、

国、地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体のいずれにも該当しないため、無償貸し付けを行う理由はない。

さらに、このたびから、貸付期間中、実行委員会が、利用者から駐車料金を徴収する(車両1台1,000円)行為が行われている。

いわば、無償で借りた公有財産を活用して、一般人から利用料金を徴収し、収益とする行為である。

無償で借りた公営財産を利用し、市民を含む利用者から利用料を徴収し、収益化(駐車場料金も相場に比べて決して低額とはいえない)する状況においては、何ら公益性を帯びているとはいえない(ただの営利行為である)。

このような状況下では、到底普通財産の無償貸付の要件「公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」をみたすとはいえず、違法である。

(3) 2号に該当しないこと

第4条2号は、「地震、火災、水害等の災害により、普通財産の貸し付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。」と定めているが、第27回たまの・港フェスティバル開催時に災害が起きておらず、無償貸し付けを行う理由はない。

(4) 3号に該当しないこと

第4条3号は、「市の事務又は事業遂行上市長が特に必要と認めるとき。」と定めているが、第27回たまの・港フェスティバルは、玉野市の事務または事業ではなく、また、開示された文書を見ても、市長が特に必要と認めるときか否か検討した形跡もなく、無償貸し付けを行う理由はない。

(5) なお、玉野市議会令和6年第3回定例会において、本件許可についての質問があり、その際、柴田義朗市長より、たまの・港フェスティバルは市も共催する地域振興を目的とした公益的事業であり、事業の趣旨から実行委員会に駐車場を無償で貸し付けた旨の答弁があった。

しかし、たまの・港フェスティバルが地域振興を目的としたものであったとしても、前述の通り、民間団体に過ぎない実行委員会が玉野市競輪場駐車場の使用料を徴収し収益を上げることは、地方自治法、玉野市条例等に何らの規定もなく、およそ根拠のないものであるし、公有財産の趣旨から外れたものである。

したがって、本件許可は、違法・不当なものと言わざるを得ない。

第4 玉野市の損害

1 貸付の許可を行い得ない場合

前記第3.2のとおり、玉野市は実行委員会に対し、本件許可を行うことができなかった。そのため、実行委員会が第27回たまの・港フェスティバル来場者から徴収した駐車料金は違法な収益となる。

実行委員会は玉野市の財産を使用し違法に収益を得たのであるから、玉野市は、実行委員会が現実徴収した駐車場料金相当額の損害が生じている。

2 貸付の許可を行い得るが、無償とすることはできない場合

仮に、玉野市が実行委員会に対し、玉野市競輪場駐車場の使用許可を行うことができる場合であっても、前記第 3.2、3 のとおり、無償貸付とすることは違法・不当である。

この場合、玉野市には、玉野競輪場第 2 駐車場、同第 3 駐車場の 2 日分の賃料相当額の損害が生じている。

第 5 請求する措置

1 貸付の許可を行ない得ない場合

玉野市は、実行委員会に対し、徴収した駐車料金相当額を賠償するよう求めた上、駐車場利用者に対し、返還するよう求める。

2 貸付の許可を行ない得るが、無償とすることはできない場合

玉野市長柴田義朗が、玉野市に対し、玉野市に生じた前記 4 の損害を賠償することを求める(その上で、駐車場利用者に支払われた利用料金分の金員を返還するのが望ましい措置であると考える)。

』

2 請求書に添付された事実を証する書面等

- (1) 玉野競輪場施設等使用申込書（写し）
- (2) たまの・港フェスティバル公式サイト（写し）
- (3) 令和 6 年第 3 回定例会玉野市議会会議録の抜粋（写し）

第 3 監査の実施

1 監査対象機関の特定

本件請求書においては、請求の対象となる執行機関として、玉野市長及び玉野市産業振興部長が指定されている。なお、請求の内容に照らし、主として産業振興部競輪事業課及び同部商工観光課の所掌事務を監査の対象とした。

2 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

- (1) 令和 7 年 5 月 21 日、請求代理人の出席を得て、聞き取りを行った。当日提出された書面等は次のとおり
 - ① 同日付け陳述書（以下「追加陳述書」という。）
 - ② 玉野市ホームページの市営駐車場の部分を印刷したもの（以下「追加証拠」という。）
- (2) 陳述等の概要
 - ① 追加陳述書の提出及びその内容

（追加陳述書の原文のまま記載。ただし、一部内容に関係しない部分は割愛した。）

『

1 実行委員会が駐車料金を収受する根拠がないこと

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項は「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（中略）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。」と規定するが、たまの・港フェスティバル実行委員会は、競輪場の指定管理者ではない。

同法は、地方自治体以外の者が公の財産から利用料金を徴収することを例外

的に認めたものといえ、指定管理者でもない実行委員会が駐車料金を収受する法律上の根拠はないものである。

これを看過しなされた本件使用許可は違法である。

2 駐車料金は市場価格からかけ離れた高額なものであること

玉野市の市営駐車場では、例えば宇野駅前駐車場では、入庫後 24 時間以内最大 500 円と設定されている。また、その他の定期駐車場では、普通車で月額 4,000 円とされており、これを 1 日に換算すると約 130 円に過ぎない。実行委員会は、駐車料金として 1,000 円を徴収しているが、これは市場価格からかけ離れたものであり、公益性を否定する重要な要素といえる。

3 追加証拠の提出及びその立証趣旨

追加陳述書の 2 で主張する事実を証明するものである。

』

② 措置請求書に関する補足又は追加の陳述

ア 普通財産の契約行為の根拠及び形態（請求書第 3 の 3 (1) 関係）

普通財産の管理及び処分について規定した、地方自治法第 238 条の 5 第 4 項及び第 5 項において、契約を解除できるという規定があり、普通財産の貸付けは契約行為が前提とされている。

また、この契約行為の形態については、賃貸借契約であり、物件や利用期間、賃料などを定めた契約書が必要である。行政上の行為であるため、書面として整った契約書のようなものが必要である。

イ 玉野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年条例第 28 号。以下「財産条例」という。）第 4 条第 1 号に該当しない理由（請求書第 3 の 3 (2) 関係）

財産条例第 4 条第 1 号非該当という主張について「地域イベントの主催という目的」、「民間の団体であるという点」、「任意団体であるという点」などに分類することが考えられるが、主たる根拠は民間の任意団体という点である。

また、無償で借りた公共財産を利用して収益化する状況においては、何ら公共性がないという主張について、実行委員会の実施するイベント全体ではなく、駐車場に限っての公益性に注目し判断すべきと考えている。

ウ 転貸について（請求書第 3 の 2 関係）

玉野市自転車競技場に関する条例（昭和 40 年条例第 22 号。以下「自転車競技場条例」という。）との関係について、市から貸付けを受けた競技施設に対し使用料を徴収することは転貸に他ならず、転貸ということは賃貸借契約となる。これが、駐車料金を徴収しないということであれば、賃貸借ではなく使用貸借となり、転貸には該当しないのではないかと考える。

エ 主張の主な根拠

本件を違法・不当と主張する主な根拠としては、民間団体が市有財産を駐車場として運用し料金を徴収した、有料であったという点である。たまの・港フェスティバルが、地域振興を目的としたものという点での公益性は、ある程度認めて

もよいと考える。

3 関係課からの事情聴取等

令和7年5月27日に、競輪事業課及び商工観光課に対し事情聴取を行い、事実関係及び関係書類の確認、事務処理の根拠等の確認を行った。聴取の概要は以下のとおりである。

(1) 競輪事業課からの聴取内容

① 請求人の主張に対する認否

ア 請求人の主張のうち、次の項目については認める。

- 1) たまの・港フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、たまの・港フェスティバル（以下「フェスティバル」という。）の臨時駐車場として使用させるため、玉野競輪場第2及び第3駐車場（以下「本件駐車場」という。）の一時使用を許可したこと。
- 2) 実行委員会が、本件駐車場の利用者から駐車料金として1台当たり1,000円を徴収したこと。

イ 請求人の主張のうち、次の項目については争う。

- 1) 実行委員会が本件駐車場の利用者から使用料を徴収したことは本件駐車場の転貸に当たるから、本件駐車場の使用許可は違法であること。
- 2) 実行委員会は公共的団体ではないから、実行委員会に対する普通財産である本件駐車場の無償貸付は違法であること。
- 3) 普通財産の無償貸付は契約により行われるべきであるから、使用許可により行われた本件駐車場の無償貸付は違法、不当であること。

② 争う項目に関する主張

ア 実行委員会が本件駐車場の利用者から使用料を徴収したことは本件駐車場の転貸に当たるから、本件駐車場の使用許可は違法であるとの主張について

本件駐車場の使用許可は、もともとフェスティバル来場者の駐車場として使用させるため行ったものであり、許可の範囲内であって、使用料の徴収も適正なものと認められるから、これを転貸とは考えていない。

イ 実行委員会は公共的団体ではないから、実行委員会に対する普通財産である本件駐車場の無償貸付は違法であるとの主張について

実行委員会は、民間団体ではあるが、玉野商工会議所や玉野市観光協会などに加え、玉野市も参画する公共性の強い組織であり、フェスティバル自体も地域振興を目的とした公益性の高いものであるから、財産条例第4条第1号の公共的団体に該当すると考えている。

ウ 普通財産の無償貸付は契約により行われるべきであるから、使用許可により行われた本件駐車場の無償貸付は違法、不当であるとの主張について

玉野市自転車競技場は普通財産であるが、自転車競技場条例に基づいて設置された施設であるから、その付帯施設である本件駐車場の使用についても、同条例第4条による許可が必要である。その上で、同条例には有償、無償等に関する規定がないことから、無償とするに当たっては財産条例第4条の規定によって処理

したものである。なお、普通財産の貸付契約に関しては契約書の作成が望ましいが、本件の場合は一時的な貸付けであり、無償でもあることから、契約書の作成に代えて使用申込書により双方の意思の一致を確認したものであり、表面上は使用許可の文言が表示されているものの、貸付契約としては成立しているものと理解している。

(2) 商工観光課からの聴取内容

① 請求人の主張に対する認否

ア 請求人の主張のうち、次の項目については認める。

- 1) たまの・港フェスティバル実行委員会に対し、フェスティバルの臨時駐車場として使用させるため、競輪事業課が本件駐車場の一時使用を許可したこと。
- 2) 実行委員会が、本件駐車場の利用者から駐車料金として1台当たり1,000円を徴収したこと。

イ 請求人の主張のうち、次の項目については争う。

- 1) 実行委員会は公共的団体ではないから、実行委員会に対する普通財産である本件駐車場の無償貸付は違法であること。
- 2) 実行委員会が、無償で貸付けを受けた公有財産について利用料金を徴収し、収益化することは単なる営利行為であり、公益性があるとはいえないこと。

② 争う項目に関する主張

ア 実行委員会は公共的団体ではないから、実行委員会に対する普通財産である本件駐車場の無償貸付は違法であるとの主張について

フェスティバルは、交流人口の拡大と中心市街地の賑わい創出等による地域の活性化を目的とする公益性の高い活動であり、実行委員会は、その目的を達成するため、玉野商工会議所、公益社団法人玉野市観光協会、一般社団法人玉野青年会議所などとともに玉野市も参画して設立された公共性の強い団体であるから、財産条例第4条第1号の公共的団体に該当すると考えている。

イ 実行委員会が、無償で貸付を受けた公有財産について利用料金を徴収し、収益化することは単なる営利行為であり、公益性があるとはいえないとの主張について

市街中心部への自動車の流入を制限し、これに伴う交通混雑を防止するとともにイベント参加者の安全を確保する観点から、本件駐車場の利用は、フェスティバルの円滑な運営に必要不可欠と考えている。利用料金については、実行委員会内でも種々検討した結果、駐車場の設置運営や駐車場利用者のイベント会場までの輸送等に必要な経費の負担を考慮して決定されたと承知しており、指摘のような収益化とか営利行為というのは当たらないと考えている。

第4 監査結果

1 事実認定

以下に掲げる事実については、請求人と関係課の双方に争いがない。

(1) 競輪場駐車場の使用許可及び無償貸付

競輪事業課が、フェスティバルの臨時駐車場として使用させるため、実行委員会に対して本件駐車場の一時使用を許可し、かつ、これを無償としたこと。

(2) 駐車場の有料での運営について

実行委員会が、本件駐車場をフェスティバルの臨時駐車場として使用し、かつ、駐車場利用者から 1 台当たり 1,000 円の料金を徴収したこと。

2 請求理由の整理

請求の対象となる財務会計上の行為について、請求人がこれを違法又は不当と主張する理由は、要するところ次のとおりと認められる。

(1) 実行委員会が本件駐車場の利用者から使用料を徴収したことは本件駐車場の転貸に当たり、自転車競技場条例第 6 条の転貸禁止条項に違反するから、本件駐車場の使用許可は違法であること。

(2) 実行委員会は公共的団体ではなく、普通財産の無償貸付について定めた財産条例第 4 条第 1 号の要件に該当しないから、普通財産である本件駐車場を実行委員会に対して無償貸付したことは違法であること。

(3) 普通財産の無償貸付は契約により行われるべきであるから、使用許可により行われた本件駐車場の無償貸付は違法、不当であること。

(4) 実行委員会が、無償で貸付を受けた公有財産について利用料金を徴収し、収益化することは単なる営利行為であり、当該利用料金も不当に高額なものであって、公益性があるとはいえず、財産条例第 4 条第 1 号にいう「公益事業の用に供するとき」に該当しないから、本件使用許可は違法・不当であること。

3 違法性の有無又は当・不当に関する判断

請求の対象となる財務会計上の行為について、請求人がこれを違法又は不当と主張する理由の是非について、次のとおり判断する。

(1) 実行委員会が本件駐車場の利用者から使用料を徴収したことは本件駐車場の転貸に当たり、自転車競技場条例第 6 条の転貸禁止条項に違反するから、本件駐車場の使用許可は違法であるとの主張について

自転車競技場条例第 6 条が使用物件の転貸を禁じていることは請求人主張のとおりであるが、請求人は「実行委員会が本件駐車場の利用者から利用料金を徴収することは、当該利用者との間に賃貸借契約を締結することになるから転貸に当たり、禁止行為を前提とした本件使用許可は違法である」旨を主張するものと解する。

しかしながら、本件使用許可に際して、自転車競技場条例第 4 条の規定により実行委員会から提出された使用許可申請書には、同条各号に掲げる事項として本件駐車場をフェスティバルの臨時駐車場として来場客に有料で利用させることが明示されており、その条件の下で許可を受けたものと認められる。駐車場を設置運営する場合にあっては、その性質上、区画線等で特定した駐車場の一部を不特定多数の者に利用させることが本来の使用形態であることは言を俟たない。

また、一般に「転貸」とは、有償無償にかかわらず、借主が貸主から借り受けた物件の全部又は一部を自ら使用及び収益せず、第三者にその恣に使用及び収益させることをいうと考えられる。

以上のことからすると、実行委員会は、本件駐車場を、使用許可の条件に従い、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 594 条にいわゆる「契約又はその目的物の性質によって定まった用法に従」って自ら使用及び収益したものであるというべく、これを自転車競技場条例第 6 条にいう転貸とみなすことはできない。

- (2) 実行委員会は公共的団体ではなく、普通財産の無償貸付について定めた財産条例第 4 条第 1 号の要件に該当しないから、普通財産である本件駐車場を実行委員会に対して無償貸付したことは違法であるとの主張について

請求人は、実行委員会が、財産条例第 4 条第 1 号にいう国、地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体のいずれにも該当しないと主張し、その根拠として、実行委員会が「民間の」「任意団体である」ことを挙げている。

公共的団体の要件については、地方自治法その他の関係法令に規定がないが、行政実例によると「公共的団体とは、農業協同組合、商工会議所等の産業経済団体や養老院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化教育事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべて含まれ、法人たると否とを問わない」とされているところである。

フェスティバルは、地域振興を目的として開催される公益性のあるイベントで、これは請求人自身も認めるところである。したがって、実行委員会は「公共的な活動を営むもの」とであると評価し得る団体であって、玉野市をはじめとする行政機関に加え、玉野商工会議所、玉野市観光協会などの公共的団体により構成されている態様を踏まえると、これが公共的団体に該当しないとする請求人の主張は採ることができない。

- (3) 普通財産の無償貸付は契約により行われるべきであるから、使用許可により行われた本件駐車場の無償貸付は違法、不当であるとの主張について

請求人は、地方自治法第 238 条の 5 第 4 項及び第 5 項の規定を根拠に、普通財産の無償貸付は契約により行われるべきであると主張するのであるが、同法第 234 条第 1 項においても「売買、貸借、請負その他の契約は（中略）の方法により締結するものとする」とされており、その限りにおいて請求人の主張は理由がある。

一方、玉野競輪場は公の施設ではなく、玉野市の普通財産ではあるが、競輪場条例により設置された玉野市有の施設であり、同条例に基づいて管理されるべきものであって、本件駐車場の無償貸し付けは、同条例第 3 条第 2 項に規定する目的外の一時使用に該当するから、一義的には同条例第 4 条に基づく許可を受けることが必要である。

その上で、これを無償で使用させるについては同条例に明文の規定がないので、財産条例第 4 条第 1 号の規定により処理すべきこととなるが、普通財産の無償貸付は、民法にいわゆる使用貸借として諾成契約に当たると考えられるところ、本件無償貸付契約に関しては、対象物件、契約期間及び使用の申込みと許諾に係る双方の意思表示が、玉野競輪場施設等使用申込書及び同使用許可通知書において明確に示されているから、その要素に欠けるところはなく、契約は有効に成立しているものと言うべきである。

なお、どのような場合に請求人主張のような契約書を作成すべきかについては地方

自治法その他の法令に規定がなく、もっぱら地方公共団体の判断に委ねられているところ、玉野市財務規則（平成3年玉野市規則第10号）は、第125条第1項において、契約の締結に当たっては契約書を作成すべきことを原則としつつ、同条第2項乃至第126条に、その作成を省略できる場合を列挙している。本件無償貸付契約は、同規則第126条第1号の規定により契約書の作成を省略できる場合に該当すると認められるから、いずれにしても、本件無償貸付が手続面で違法、不当であるとする請求人の主張は失当である。

- (4) 実行委員会が、無償で貸付を受けた公有財産について利用料金を徴収し、収益化することは単なる営利行為であり、当該利用料金も不当に高額なものであって、公益性があるとはいえず、財産条例第4条第1号にいう「公益事業の用に供するとき」に該当しないから、本件使用許可は違法・不当であること。

① 地方自治法その他の法令において、無償貸付を受けた普通財産から借受人が金銭的利益を得ることを一律に禁じる規定はないが、これを無制限に認めるべきでないことは請求人主張のとおりであって、国有財産のうち普通財産に関する国の通知においても、「普通財産の無償貸付契約においては、相手方は営利を目的とし又は利益をあげてはならない」とされている。しかし、一方で『利益をあげる』とは、営利を目的とするか否とにかかわらず、結果として損益計算の場合に利益が計上されることをいう」とされ、さらに「ある一定期間において公共団体が当該施設の経営からあげた収入がたまたま当該施設の維持管理費用を超過しても、それだけで直ちに利益をあげていることにはならない。」とされている。

この基準は、地方公共団体の普通財産に関しても同様に妥当するものと考えられるところ、本件無償貸付においては、駐車場の利用者から徴収した料金収入のほぼ全額が、警備員の配置、シャトルバスの運行、案内看板の設置等の直接的な経費に充当されていることが認められる。また、当該料金収入がフェスティバル全体の収入中に占める割合はおよそ10分の1程度に過ぎず、かつ、フェスティバル全体の損益計算が単年度では赤字であることを考慮すると、当該料金を徴収したことが不当であるとはいえない。

また、当該料金収入を実行委員会内部において分配した事実も認められないから、これを営利目的ということもできない。

② 請求人は、玉野市市営駐車場の利用料金等との比較から、本件駐車場利用料金が不当に高額であると主張するのであるが、そもそも市民等の日常的な利用に供する公営駐車場と、短期間に多数の利用者が集中するイベント駐車場の利用料金を同列に論じることは適当でないと言ふべきである。

利用者の立場からしても、市中の混雑を避けて計画的に駐車場所を確保できると、シャトルバスにより安全確実にイベント会場へのアクセスが可能となることなどメリットは大きいことから、当該便益を享受する者から相応の負担を求めることは許されると言ふべく、前述のとおり駐車料金収入のほぼ全額が駐車場の開設及び管理並びに利用者の無料送迎のための経費に充てられていること等も勘案すると、当該利用料金が不当に高額であるということとはできない。

- ③ 請求人は、陳述において「イベント全体の公益性は否定しないが、本件臨時駐車場の設置運営は著しく高額な料金を徴収するただの営利行為であり、イベントから切り離して公益性を判断すべきである」との主張もしている。

しかしながら、本件臨時駐車場は、自動車によるイベント来場者の利便の確保と同時に、イベント会場及びその周辺地域の交通混雑の緩和並びに来場者の安全確保のため設置されたものであり、イベントの円滑な運営のために必要な措置であると認められる。また、本件臨時駐車場の設置運営が営利行為とはいえないこと及びその利用料金が不当に高額であるということもできないことは前述のとおりであるから、これをイベント自体から切り離して評価することは適当でない。

(5) その他の主張について

- ① 請求人は、玉野市が実行委員会に対して本件駐車場の無償貸付を行うことができない理由として、財産条例第4条第2号乃至第3号への非該当を挙げているが、玉野市が同号に基づいて本件無償貸付を行った事実は認められないから、当該主張に対する判断に及ばない。
- ② 請求人は、追加陳述書において、地方自治法第244条の2第8項への非該当を理由に、実行委員会が駐車料金を収受する根拠がない旨を主張するが、同条は公の施設の設置、管理及び廃止に関する規定であって、玉野競輪場は公の施設ではなく、実行委員会が同項の規定を根拠に駐車料金を収受した事実も認められないから、当該主張に対する判断に及ばない。

4 結論

以上のとおりであって、請求の対象となる財務会計上の行為について、請求人がこれを違法又は不当とする主張にはいずれも理由がないから、本件請求はこれを棄却する。